

◎ 当機構の学位授与制度における基礎資格を有する者

(1)	短期大学を卒業した者
(2)	高等専門学校*を卒業した者
(3)	大学の学生**として2年以上在学し62単位以上を修得した者***
(4)	<p>【平成28年4月1日より新設】 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）および特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学できるもの（以下「一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者」といいます。）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。</p> <p>イ 修業年限が2年以上で、かつ、該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（文部科学省告示）※平成28年4月1日施行予定 ・ 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（文部科学省告示）※平成28年4月1日施行予定 <p>ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること</p>
(5)	<p>専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの（以下「専門学校を修了した者」といいます。）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。</p> <p>イ 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の課程を修了した者であること</p> <p>ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること</p>
(6)	旧国立工業教員養成所を卒業した者
(7)	旧国立養護教諭養成所を卒業した者
(8)	外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者****

* 高等専門学校とは、卒業時「準学士」の称号が授与される、修業年限が5年（商船に関する学科は5年6か月）の教育機関です。

** ここでいう大学の学生には、科目等履修生および大学院生は含みません。

*** 本冊子における「大学」には、学校教育法第108条に定められた大学（＝短期大学）を含みません。

**** 当機構の定める要件に合致する学校教育の課程を修了していると認められるか確認します。確認に時間を要しますので、申請の前に当機構に問い合わせてください。